

あんしん
見守り
システム

あんしんとなり組

知多市社会福祉協議会は、

「このまちに住んでいてよかったです」

と心から思える地域づくりを市民のみなさんと
いっしょに目指したいと思っています。。。

高齢社会、核家族化、少子化の進行で地域の問題は実にさまざま
になってきています。

「まだまだ自分には関係のこと」と思わないでください。

人はいずれ年をとっていきます。他人ごとではありません。

「住み慣れた家で、あんしんして暮らしたい…」。

誰もが人としてごく当たり前に思う気持ちです。

だから、地域の問題についても自分たちで考え、自分たちのこと
として行うことがこれからのかまちづくりと考えます。

はじめに

少子・高齢社会の進行に伴い、生活課題はますます複雑・多様化しています。このような中で、ひとり暮らしの高齢な方の孤独死や、高齢者夫婦世帯の方が介護に心身ともに疲れてしまい、共倒れになったなどといった悲しい事件を新聞などで目にすることがあります。

また、東海地震・東南海地震などの大規模災害の発生が懸念される中、平常時からの災害要援護者の支援体制をつくる必要性もいわれています。

そこで、「自分たちのまちの意識をもつ」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域福祉の推進を「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくり」を理念として進めていくためには、近隣住民同士の助け合いの体制と生活課題を地域で共有できるしくみづくりが不可欠であります。

知多市社会福祉協議会では、地区コミュニティ、町内会組織、民生委員、地域福祉実践者などの地域のリーダーや行政関係者と共に今後、知多市における見守りの体制のあり方を検討し「あんしん見守りシステム『あんしんとなり組』」を推進していくためにこの概要版をまとめました。

この概要版は「あんしんとなり組」の基本的な考え方・進め方を示したものです。実際の対象者の状況はさまざまで、地域の事情も違います。この概要版どおり進めなければ見守り活動ができないことではありません。

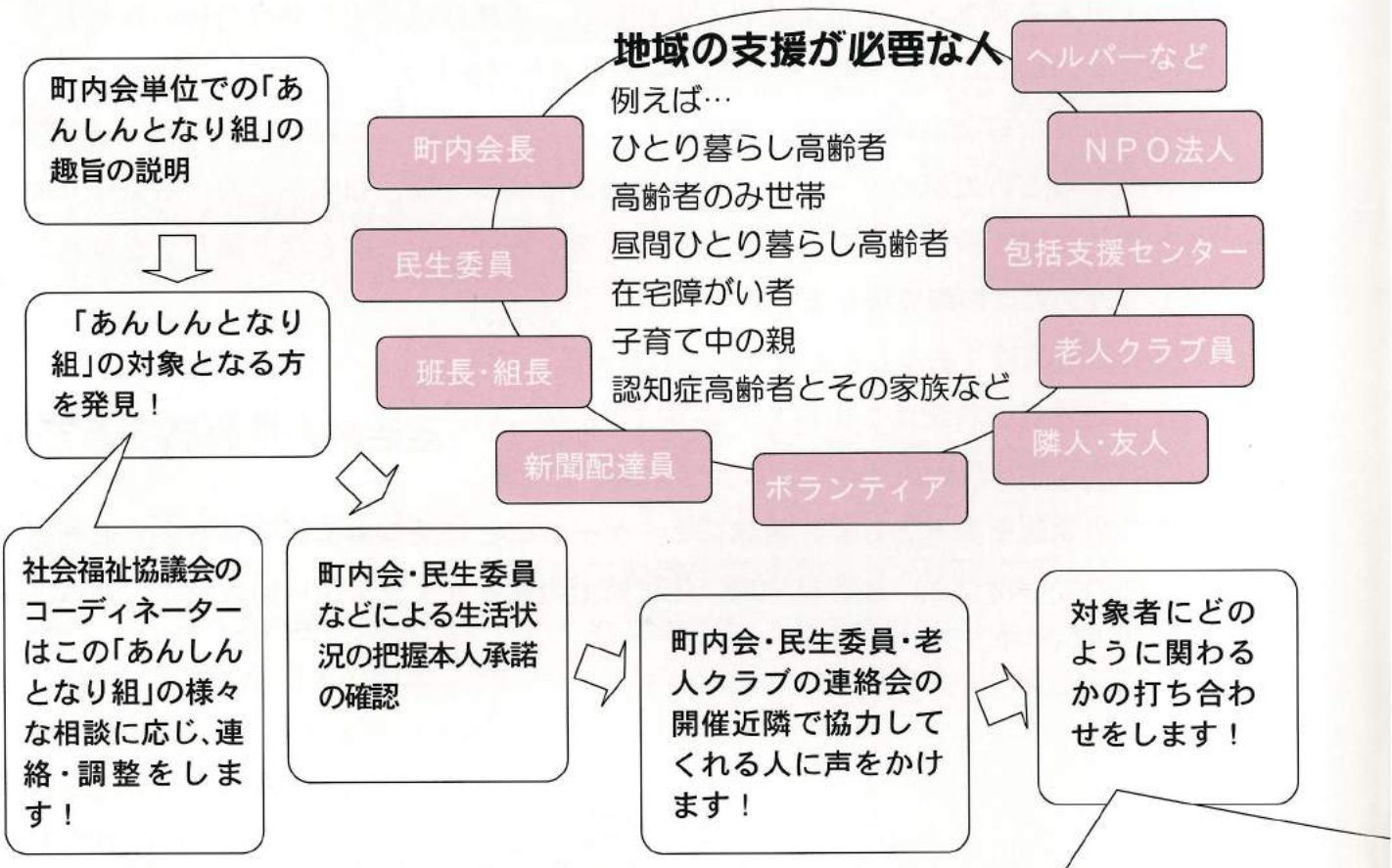
この概要版を参考として、地域ごと・ケースごとに特色ある見守り方法で取り組みを始めていただき、知多市全域に住民同士の見守り・支えあいの体制が広がっていけば幸いです。

「あんしんとなり組」とは…

「あんしんとなり組」は、コミュニティや町内会を単位として、お一人（家族）で生活していくことが難しい乳幼児からお年寄りを対象に、その地域住民が一体となり、見守りや話し相手など地域の人たちができるることをして、関係の薄くなった隣近所の絆を取り戻しながら、だれもが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるまちづくりを進めようとするものです。

みんなの活動が地域を支えます！

「あんしんとなり組」活動の流れ



☆ここで、どのような関わりをするか？ 無理のない範囲で、日常生活のちょっとしたみなさんができる事を聞きながら、決めていきます！

例えば…



回覧板のときの声かけ



遠巻きの見守り

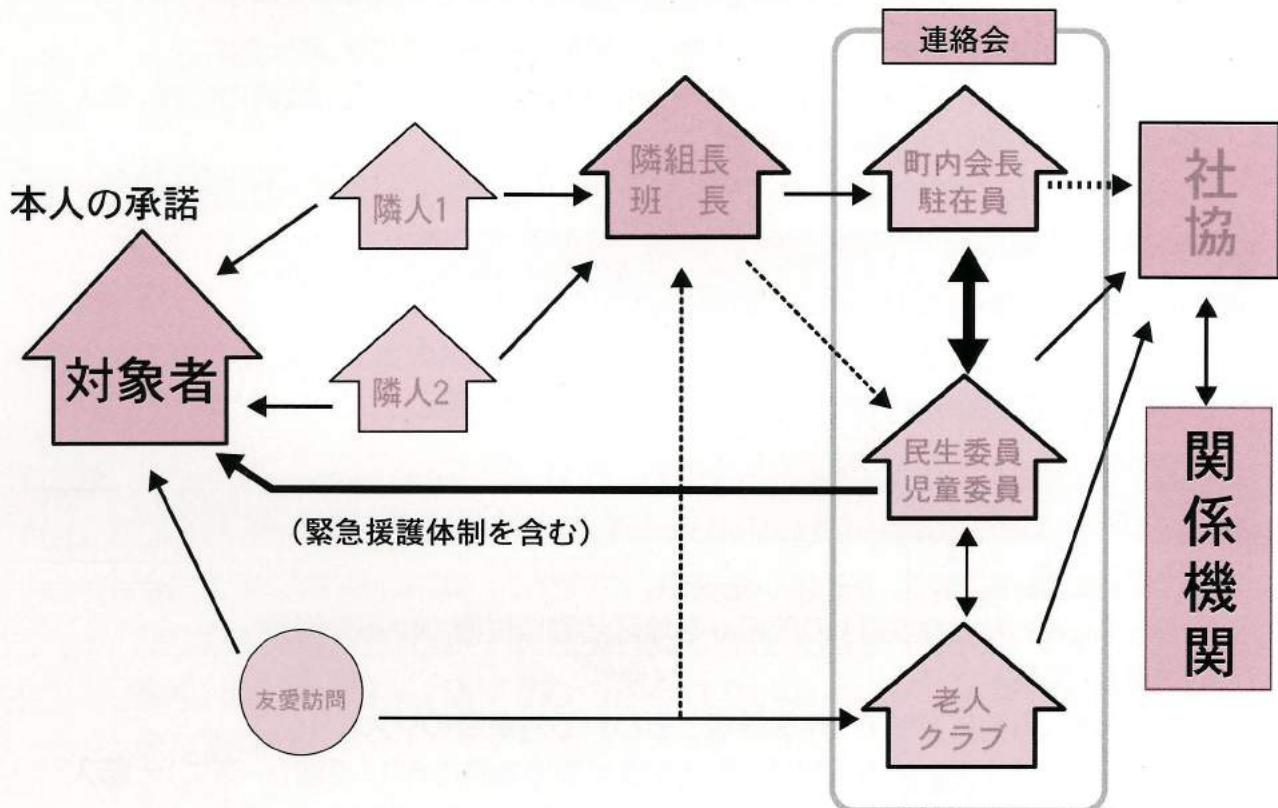


食事のおすそ分け

●モデル例

あんしんとなり組の事業展開図

町内会の各班活動の声かけ・見守り・安否確認の連絡システム



あんしんとなり組活動を進めることで…

気軽な「困ったときの連絡網」の感覚で活動開始！

この他に、ゴミ出しや自分の買い物についてに対象者の買い物もすることや自分の趣味（草木の剪定、囲碁、将棋の相手など）を活かした活動もあります。

- ①隣近所のつきあいをすることで地域の絆が強まる！
- ②若い世代に自分の「まち」の関心を持ってもらうことができる！
- ③地域でできることは地域で取り組むことにより、「自分たちの地域」という意識が強まり、また支えあうことで住みやすい環境になる！
- ④火事や地震など一刻を争う災害時に、つなげていくことができます。また、平常時からの災害要援護者の支援体制をつくることができる！
- ⑤暮らしのことで困っている人を早い段階で発見し、重大な状況になる前に必要な制度やサービスにつなげることができる！
- ⑥お年寄りの孤独死や、悪質な訪問販売などからの被害というような、不幸な事故を未然に防げる！

あんしんとなり組を推進するために

運営(実施主体)について

地区コミュニティ福祉部会、町内会の日常活動が活動の基盤となります。

具体的活動は、各班・組においての見守り・助け合い活動、民生委員の訪問、老人クラブの友愛訪問活動と連携をとります。

地区民生委員協議会・老人クラブ・子ども会など地元の各種団体との連携も必要です。

経費について

この事業にかかる経費(説明会の資料代・会議のお茶代など)は、社会福祉協議会からの地域福祉活動推進事業補助金を基に実施してください。

町内会・民生委員などの役割について(例示)

①町内会長

- ・「あんしんとなり組」の取組みを地区活動に位置づける先導役

②班長・組長

- ・各班・各組において、要援護者と思われる対象者のリストアップ
- ・リストアップをする時期は、町内会費を集める時の年1~2回(一斉に)と転入・離婚・死亡・配偶者のみの異動などには、その事由が発生した都度
- ・対象者(利用者)の方の隣人に協力者としての依頼をする、または班長・組長が負担にならない程度で声かけを行う。
- ・緊急連絡先の一覧(A4・毎年更新)を対象者(利用者)宅へ届ける。

③民生委員

- ・リストアップされた情報から個別訪問をする。(生活状況の把握、趣旨説明など)
- ・ひとり暮らし老人の発掘につながるケースは、行政サービスへもつなげる。
- ・町内会・民生委員・老人クラブの連絡会で活動報告(情報提供)を行う。
- ・社会福祉協議会へ隨時連絡をする。

④隣人(協力者)

- ・日常の声かけ、異変の場合は班長・組長などに連絡する。

⑤コミュニティ

- ・コミュニティ全体に普及するための支援を行う。(研修会の企画など)

⑥社会福祉協議会

- ・対象者(要援護者)台帳の作成、管理(データベース管理)
*名簿の活用は、地元に任せること。

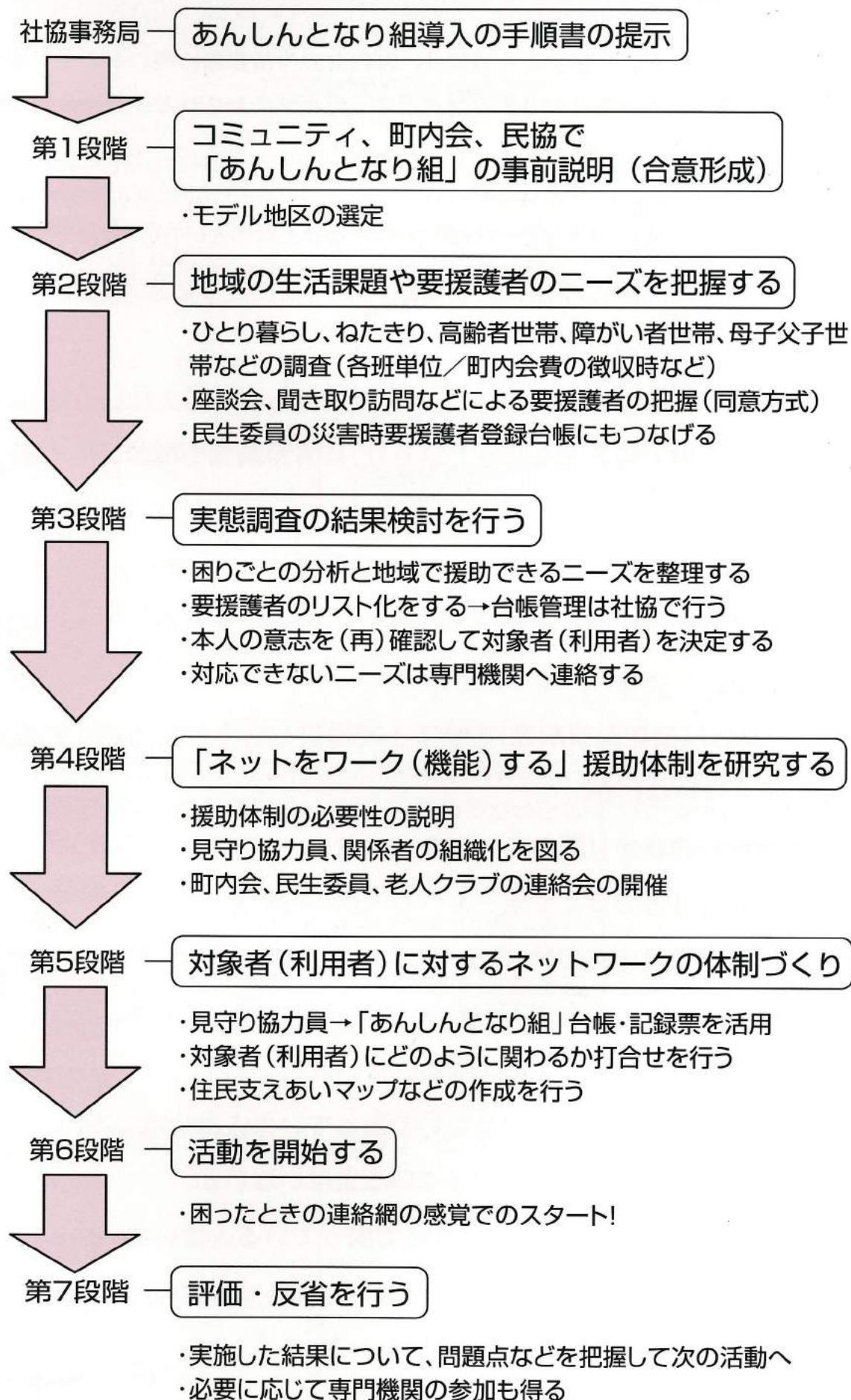
- ・啓発用、関係者説明資料の作成

- ・緊急連絡先の用紙(対象者、関係者用)の作成

⑦対象者(要援護者)

- ・生活上の悩み、変化が生じた場合は速やかに班長・組長、民生委員へ連絡をする。

活動の進め方(例示)



町内会における生活課題の把握

生活ニーズを早期に把握するためには、町内会の生活課題に関心がなくてはなりません。そこで、次の項目の対象者（利用者）が地域におられるかどうか目くばり気くばりをすることが大切です。

- ①話し相手がほしいと、さみしがっている人はいないか。
- ②外出してみたいと願っている障がい者やねたきりの人はいないか。
- ③家事や入浴で困っている人はいないか。
- ④ねたきり、認知症高齢者を抱えて介護に困っている人はいないか。
- ⑤高齢者夫婦で両方とも弱っていたり、片方が病気や障がい者で困っている人はいないか。
- ⑥昼間は、ひとり暮らしになっている高齢者はいないか。
- ⑦重度障がい者やねたきりの人を抱えて、介護に疲れきっている人はいないか。
- ⑧リハビリ（機能回復訓練）をする上で励まし合う仲間を近くに求める人はいないか。
- ⑨病気がちのひとり暮らしの老人はいないか。
- ⑩床ずれの介護のうえで困っている人はいないか。
- ⑪介護者が急用のある時、代ってしてくれる人はいないか。
- ⑫ひとり暮らしの老人で万一の時、危ない老人はいないか。
- ⑬何らかのふれあいを求めている人はいないか。
- ⑭ひとり暮らしでゴミが出せないで困っている人はいないか。
- ⑮認知症老人で徘徊があり困っている人はいないか。
- ⑯子どもがひきこもり、不登校などで困っている人はいないか。
- ⑰母子家庭で子育てや就労で困っている人はいないか。
- ⑱その他、福祉援助の必要な人はいないか。

安否の確認の方法について

安否を確認する方法はケースによってさまざまな方法があります。

1) 対象者(利用者)と間接的・直接的に接触する方法

→(たとえば)訪問(わんわんパトロールなど)・声かけ・電話(ハローコール)など

2) 対象者(利用者)と接触しないで行う方法

→(たとえば)雨戸の開閉、新聞、夜間の電灯、洗濯物の確認など

●ケースにより見守り方法が変るのは当然ですが、1つのケースでもいくつかの見守り方法を組み合わせて実施することで、より効果をあげる場合もあります。

●緊急対応の場合を除いて、対象者(利用者)と支援者が安否確認の方法を確認すれば、行き違いなどのミスを防ぐことができます。

調査・記録について

調査・記録は活動の足跡を残し、問題を支援者一人の課題から全体の課題へとつないでくれる大切なものです。しかし、記録を取ることが負担となってしまっては活動自体が停滞しかねません。

記入項目なども必要最小限にとどめ、活動に応じて臨機応変に記入方法を変更していくことも大切です。



ハローコール



調査用紙(サンプル)

あなたの

記入日：平成 年 月 日

住所

ふりがな

氏名

(生年)

電話番号

-

あなたの緊急時の近親者の連絡先

氏名

続柄()

電話番号()

-

質問事項

回答欄

(答えにくい箇所は無回答で結構です)

1 「あんしんとなり組」の趣旨について

ご理解いただけましたでしょうか

はい いいえ

2 今、お元気でしょうか

はい いいえ

3 日常生活についてお尋ねします

(1) 日頃、孤独感を感じていますか

はい いいえ

(2) 近隣との交わりに満足していますか

はい いいえ

(3) 老人クラブ、障がい者団体などに入っていますか

はい いいえ

(4) どんな趣味をお持ちですか()

はい いいえ

(5) 何らかのふれあいを求めていませんか

はい いいえ

4 病気、障がいなどで悩んでおられる方にお尋ねします

(1) 現在、病院・医院にかかっていますか

はい いいえ

(2) 近親者の介護、支援を受けていますか

はい いいえ

(3) 公的、私的な機関の介護を受けていますか

はい いいえ

(4) 民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会

などに相談されたことがありますか

はい いいえ

(5) 何らかの手助けを求めていませんか

はい いいえ

5 どんなことでも結構ですから希望事項がありましたら書いてください

私は、「あんしんとなり組」の事業に賛同し、個人情報を同事業において活用されることを承諾いたします。

平成 年 月 日

第 班

氏名

印

總括票

記録用紙（サンプル）

(福祉サービス利用状況や特記事項を簡潔に記入)

個票

(活動記録)

(参考例)

No.

活動日時	活動内容・対象者の様子・特記すべき事項	記録者名
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		
/ () : ~ :		

その他

○プライバシーの保護について

この活動はプライバシーにふれる活動です。プライバシーに「ふれる」とことと「犯す」こととは根本的に違います。

活動する側にとっても、受ける側にとっても良い関係が続していくような活動でありたいものです。

○対象者(利用者)の要望事項の確認について

町内会役員・民生委員は、対象者(利用者)宅へ訪問したときに、以下のことを確認してください。

- ・見守り活動を行うことの説明と、本人の了解
- ・個人情報提供の承諾
- ・見守り方法(訪問、声かけ、外からの確認など)についての希望

○同意が得られない対象者について

この活動は、対象者(利用者)と支援者がお互いの信頼関係の上に成り立つ活動ですので、活動を行うにあたっては、対象者(利用者)が同意することが前提になります。

ただし、ケースにより本人の同意が得られなくても、緊急性を要する対象者の場合もあります。この時は「同意が得られないから」と待っているのではなく、町内会委員・民生委員が本人への訪問や説明を続けながら、並行して、本人に気づかれないとさりげない見守り活動を行っていくことも大切です。

○専門性・緊急性の高い事例に対して

対象者(利用者)のお宅の中には、福祉や医療の専門機関が出入りしている専門性・緊急性の高いケースや、近隣との関係づくりが特に難しいお宅など、近隣の善意だけでは対応が困難な事例も少なくありません。

そのときは無理をせず、町内会長や民生委員、専門機関のスタッフなどと話し合いを持ちながら、関係者の支持のもと「住民ができる範囲」の活動をお手伝いください。

プライバシーを守る申し合わせ

この活動は、対象者（利用者）のプライバシーにふれる活動でもあります。

以下のことを参考にして、対象者（利用者）にとっても支援者にとっても、よりよい活動になるように心がけましょう。

- ①情報を伺う場合には、利用する目的を相手に伝え、根ほり葉ほり聞くのではなく、必要最小限のこととどめましょう。
- ②情報を他の支援者に提供する場合には、本人・家族に趣旨を伝え、了解（納得）を取りましょう。
- ③提供する情報は、活動上必要な範囲にとどめ、活動に必要のない内容は、知っていても他言しないようにしましょう。
- ④活動をしていく上で必要となるメンバー以外に、情報を公開しないようにしましょう。
- ⑤知り得た情報は、その活動の目的以外に利用してはいけません。
- ⑥「記録票」など、個人の記録が書かれている資料の保管については慎重に扱い、みだりに他人の目（家族を含む）にふれないようにします。
- ⑦活動の時だけでなく、自宅に帰ったあとでの家族との会話や、地域の外に出たときにおいてもプライバシーを守る約束は続いている。
- ⑧難しいことや悩むことがあれば、地元の民生委員に相談に乗ってもらってくれください。
- ⑨知り得た情報に対して、個人的な価値観は別として、本人の人権、生活、考え方などを尊重し、対象者がプライバシーを公開したことに対して、「良かった」と思えるような精神的な支援を心がけましょう。

（参考）

プライバシーと考えられるもの

①年収、資産、納税額などの財産関係／②家族や親族などの家庭内生活の状況／③支持政党や宗教等の主義主張／④病歴や身体の障害等の状況／⑤学歴・職歴／⑥公的扶助の受給歴／⑦団体加入の有無や歴史／⑧結婚、離婚歴／⑨現住所、電話番号／⑩刑法、民法違反歴／⑪出生地／⑫趣味、嗜好など在宅福祉を進めていくうえで必要がないと思われる情報は、③⑤⑦⑧⑩⑪。（①⑥⑫も在宅福祉サービスの種類によっては不要）

②の家族状況、④の病歴、障害、⑨の住所などは、的確なサービス実施のためには最小限必要な情報である。

☆引用文献 沢田清方著「小地域福祉活動」

「あんしんとなり組」活動 Q&A

Q1 誰を見守るのですか？

A1 日常の生活や健康状態、非常時の対応が心配なひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯（夫婦、兄弟姉妹、親子等）障がい者世帯などを見守ります。

Q2 誰が見守るのですか？

A2 近隣地域のみなさんが見守ります。（コミュニティ・町内会役員、班・組（長）、民生委員・児童委員、隣近所、友人・知人・ボランティアなどで協力をする方）

Q3 なぜ見守る必要があるのですか？

A3 毎日の声かけや、定期的な訪問による話し相手をしながら、安否確認や健康上の変化を見守ることによって、事故を未然に防いだり、緊急事態を素早く発見、対応するためです。

Q4 どんな方法で見守るのですか？

A4 まずは、声かけ・話し相手（電話でもOK）、顔を見たか、カーテンが開閉されているか、新聞、郵便物がたまっていないか、夜間電気がついているかなどといった見守る方法です。
また、対象者（利用者）に「監視されている」という意識を持たせないように、さりげなく見守ることを心がけることも大切です。

Q5 見守りを拒否する人にはどうやって活動をすすめていけばいいのでしょうか？

A5 対象者（利用者）の中には「人の世話にはなりたくない」「干渉しないでほしい」という人が多いものです。しかし、特にひとり暮らしの高齢者などは、緊急ニーズに対応できるよう、「あんしんとなり組」活動で見守っていくことが必要な場合があります。急な接近は避け、時間をかけて根気よく訪問し、活動への理解を得たいものです。なぜ訪問を拒否するかよく考えて、ボランティアの態度にも問題がないかチェックしましょう。場合によっては地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護員（ホームヘルパー）、保健センターなどの専門家の参加を得ることも一つの方法です。

Q 6 プライバシーを守るためにはどうすればよいのでしょうか？

A 6 知り得た情報は、必要な人のみに活用し、他にはもらさないようにしましょう。また記録された個人の情報も他人の目にふれないようになります。そして、ルールをみんなで話し合い、文章化をしてまわりに理解してもらう努力も必要です。また、「あんしんとなり組」活動の対象となることについては対象者（利用者）に了承を得ることも大切です。

Q 7 お年寄りとなかなか親しくなれません どのようにすればいいでしょうか？

A 7 信頼関係を築くことが大切です。その信頼関係を築くには、ボランティアの姿勢・対応にかかっています。「やってあげる」「近所だから仕方なく」という気持ちでは相手を傷つけます。プライバシーの保護や礼儀正しい訪問の姿勢は自然と示されるでしょう。また、1回の訪問で結果を期待せず継続すること、自分ひとりで解決しようとせず、仲間とともにチームで対応すること、対象者（利用者）からも常に学ぶ、といった姿勢が大切です。

★必要に応じて専門職にバトンタッチしましょう！

見守りは、異常や緊急事態を早期に発見することですが、肝心なことはそれらをそのまま放っておかないことです。異常な緊急事態に気づいたら、素早く近所や地域で連絡を取って行動に移ってください。

また、専門職（医師、警察署、消防署、市役所、市社会福祉協議会など）の協力や知識が必要とされる場合もありますので、必要に応じて連絡を取りながら活動することも大切です。

事 例

見守りシステム活動 地域座談会

概 要

Aコミュニティは、一年前に地域住民同士でのパトロール活動を進めていたが、更に住民の助け合いの仕組みを作りたいと、「見守りシステム活動」に重点をおいた生活ニーズ把握を行った。この活動には、民生委員のみならず町内会長の協力が不可欠との結論に達したが、今後いかに展開していくか。

【事例の経過】

時期	内容	社会福祉協議会の関与	コメント
4月	Aコミュニティより、今年度は見守りシステム活動のモデル地区としての相談を受ける。 Aコミュニティ福祉部会打合せ開催。(民生委員、町内会長、老人クラブ、PTA関係者など参加)	活動の拡充のため、町内会長の協力や、協力者の確保が最重要との認識をもっていただけよう、なるべく早い段階で、座談会的なものの開催を提案した。新任の方も多かったので、見守りシステム活動の説明では基礎的な説明を心がける。	座談会は、意見集約や合意形成の場となる。民主的な組織活動を進めていく上でも重要な機会。 基礎的な説明により、ベテランにとっても活動の再確認ができる。
5月	学区内の民生委員・町内会長を対象に、見守りシステム活動に関する説明会(社協事務局職員が講師)を開催。 以後、毎月1回開催。	すべての町内会を対象にするため、「見守りシステム活動」だけでなく、ひとり暮らし高齢者のサービス、地域福祉に関する資料を準備し話す。	住民参加の福祉活動の必要性を認識していただく機会になるのはもちろんのこと、社協や福祉サービスのPRにもなる。

時期	内容	社会福祉協議会の関与	コメント
10月 ～ 12月	<p>2モデル地区の選定。</p> <p>①学区内のひとり暮ら し高齢者と、高齢者夫 婦世員帯(ともに75歳 以上)を対象に福祉ニ ーズ調査を実施し「見 守りシステム活動」の 必要の有無を調べた。</p> <p>②各班長から見守りの 対象者をリストアップし、 民生委員が実態把握を行 う。</p> <p>調査結果に対する検討と、今後の取り組みについて話し合われた。</p> <p>今後については、民生委員・町内会長・老人クラブがペアとなって一堂に会する座談会の開催が決定した。</p>	<p>事前の調査の仕方を検討する部会に参加。</p> <p>調査員である民生委員に対し、ふれあいネットワークの詳細説明をする。</p> <p>調査の分析に協力。</p> <p>コミュニティ福祉部会にて調査結果の報告。</p>	<p>住民参加の調査を実施している。ネットづくりのプロセスが、啓発の機会となっている。</p> <p>町内会単位での話し合いの場を結成することで小回りのきく組織の運営ができる可能性がある。</p>
12月 ～ 1月	<p>協力員座談会(民生委員・町内会長ペア座談会)</p> <p>各班長に趣旨説明、協力依頼をする。</p>	<p>座談会に対する事前打ち合わせを数回行う。</p> <p>見守りシステム活動の具体的な活動のすすめ方について説明。</p> <p>(困ったときの連絡網の発想で関係図作成)</p> <p>住民からの質疑に応答。</p>	<p>いわば根回しの機会ともなり得る。</p> <p>時期的には、地域の様々な行事が一段落ついた頃。</p> <p>次年度への引継ぎ事項に入れる働きかけが大切である。</p>

評価・検証

項目	よかつた点	悪かった点	反省
社会福祉協議会の動き	事前の打ち合わせなどを密にしていたので、話合いは有益なものとなつた。	当日の質疑応答については、十分な想定が出来ていなかつた。 地域の生活課題として展開し、もっと身近に感じていただくきっかけが必要であった。	実際の活動のすすめ方や、協力者の確保などの事例など具体的な説明ができるとよかつた。
住民の動き・反応	Aコミュニティ自身からの積極的な取組みだったため「あんしん見守り活動」には関心が高く、出席率がよく、活発な議論がされた。 町内会・民生委員の連携強化を求める声はあがっていたので、よいきっかけになつた。	今回の座談会では、民生委員が中心の話合いがされたため、ある民生委員は、責任をなすりつけられているような印象をもっていることが、後日判明した。配慮が不足していた。 連携は強化できたと思うが、具体的な取り組みが継続していくかまでは疑問である。	見守りシステム活動においてキーパーソンは、必ずしも町内会長・民生委員がする必要はない。座談会では町内会長・担当民生委員の立場を意識した提案が出来ればよかつた。 今後の定期的な打合せ会などの開催について、具体的な提案が出来るとよかつた。

〈今後の進め方〉

Aコミュニティでは、町内会・民生委員の連携強化は重要課題であったので、ある程度実現できたと感じる。

しかし、この座談会は、あくまでも「見守りシステム活動」の普及への足がかりであるので、今後継続していくためには、協力者の確保、協力者座談会（協力者が悩み事を話し合ったりする場面）などが必要であると思われる。また、新規ケースの発掘も重要であり、推進上の課題は多い。

一番大切なのは、町内会・民生委員をはじめ、老人クラブ（友愛訪問員など）、地域住民が、自らが「見守りシステム活動」が大切だと思えるかどうかである。そこを常に意識して、今後の支援していく必要がある。

●住民支えあいマップ(例)

地図に落とし込んで情報共有を図り、住民の支えあいの関係図をつくります

- ①登録された方のお宅に、住宅地図と訪問時記入用紙を持って、町内会役員や民生委員、本人と顔見知りの委員が一緒に訪問します。
- ②趣旨を説明し、本人とかかわりのある人を確認し、地図上にマーキングしていきます。この中から本人の了解のもとに支援者を決めていきます。
- ③この時、室内の状況もチェックリストにより確認し、防災面での安全性を点検します。
- ④この作業を進め、町内全体の支援者マップ及びリストを作成します。



効果

家庭訪問することにより、一人ひとりの生活の実態が把握できます。特に今までプライバシーの問題から、関わることのできなかった障がい児者の世帯の実態把握が進み、支援の方向性が見えてきます。

さりげない会話の中から、日常生活での困りごとを確認すると同時に、生活上の工夫、隣近所でのお互いの助け合いの状況も確認することができます。

要援護者の家庭に町内会の動きが伝わり、町内会（福祉委員会など）への信頼につながります。

防災面の課題についても確認することができます。

要援護者の把握の事例

〈初級編〉 効果絶大 贈り物作戦

～東京都多摩ニュータウン～

お年寄りを地域で支えるためには、町のお年寄りたちの中で、誰が一人暮らしで、誰が困っているかなどの情報を掴むことが先決。そこで東京都の多摩ニュータウン、諏訪公団住宅の町内会では、毎年敬老の日に「敬老商品券」を配ることにしている。

お年寄りたちが商品券をもらうためには、町内会に申込書を提出する必要がある。そこに、住所や連絡先、年齢などの基本情報を記入する。これと引き替えに商品券を渡すことで、町内会は団地のお年寄りの情報をつかむことに成功している。

〈中級編〉 見守り必勝リレー

～富山県宇奈月町～

毎日一人暮らしのお年寄りの安否を確認するための妙案。富山県宇奈月町では新聞配達、郵便配達、牛乳配達。そして電気、ガス、水道の検針員の方々が、仕事でひとり暮らし高齢者の家を訪問するついでに、安否を確認している。さらに町の子ども達が定期的に高齢者に絵はがきを描いて送ることで、郵便配達が訪問する回数を増やすという工夫もしている。この絵はがき作戦によって高齢者と子ども達の交流も生まれている。

〈上級編〉 頼れるご近所探します

～長野県駒ヶ根市～

長野県駒ヶ根市では、お年寄りに何でも気軽に相談や頼み事ができる“専属のご近所さん”を紹介する制度「宅福便」を、社会福祉協議会がスタートしている。

高齢者は、自分の好きな人をボランティアに指名できる。思い当たる人がいなければ、事務局が、高齢者の趣味や出身地、持病などから、合いそうな人を捜してくれる。

高齢者は、ボランティアに1時間800円を支払う。来てもらう日取りや手助けの内容は本人同士で話し合って決めればよく、事務局を通す必要はない。宅福便で出会ったお年寄りとボランティアの多くが、仲良しのご近所仲間になっている。

*NHKテレビ 難問解決「ご近所の底力」より

見守り活動の心得

1 人は誰でもいろいろな性格をもっています。相手の欠点や、短所ばかりを見つけ、悪くいうことは活動者として資格がありません。相手の長所や努力しているところを評価し、応援してあげることのできる接し方を心がけましょう。

2 相手のことよく知るためにも、聞き上手になります。

3 誰でも、人に知られたくない秘密（プライバシー）があります。活動の過程で知ったことは、必要な報告以外、他の目的では使わないようにしましょう。

6 訪問したときに相手がいなかった場合は、次の点に注意しましょう。
1) お隣の人に尋ねてみる。
2) 時間を変えてもう一度訪問する。
3) 気になれば次回の訪問者に申し送りをしたり、担当の民生委員に報告する。

5 自分のできること、できないことははっきりと相手（対象者・民生委員）に伝えます。できない約束は、かえって迷惑をかけます。状況が変わって、約束が、果たせなくなった場合は、必ず連絡を取り、できなくなったことを先方に伝えましょう。

4 相手の立場に立ち、相手の気持ちになって話し、行動することが大切です。

7 記録を取りましょう。（簡単でよいのでその都度メモを残すようにしましょう。「あとでまとめて」はなかなかできないものです。）

11 お互いに同じ地域に暮らす者同士です。「する側」「される側」の関係だけでは、その他のつきあいで気まずくしかねません。「お互いさま」の気持ちで活動することが何よりも大切です。

8 活動を良いものにしていくために、常に「学ぶ気持ち」を持っていてください。

9 課題を一人で抱え込まないように、常に仲間と連絡を取ったり、困ったことに出会ったら、一人で悩まないで担当の民生委員や、福祉機関へ相談します。

10 「ボランティア」とあまり肩を張らず、気楽に、明るい気持ちで取組むことが、長く続けるコツです。

平成16年3月 初版第1刷
平成20年3月 第3版第1刷
発 行／社会福祉法人 知多市社会福祉協議会
〒478-0047 知多市緑町32番地の6
TEL 0562-33-7400
FAX 0562-32-1479
Email shakyo-c@ma.medias.ne.jp